

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度津市通学区域審議会
2 日時	令和3年12月16日(木) 午後7時から午後8時30分まで
3 場所	本庁舎4階 庁議室
4 出席した者の氏名	(委員の出席者) 伊藤浩、大屋ゆかり、木原剛弘、倉岡雅、 真川恭子、下村純也、田中有子、長井清隆、 中村徹、中山利世子、蓮尾直美、前田敏夫、 松林華枝、松村正人 (50音順、敬称略)  (事務局) 教育長 森昌彦 学校教育・人権教育担当理事 片岡長作 教育研究支援担当参事 伊藤雅子 学校教育課長 臼井正昭 学校教育課担当主幹 中条尚美 学校教育課主査 野口裕介 学校教育課主査 佐々木一憲 学校教育課主事補 久保田美希
5 内容	1 部活動を事由とした指定校変更について 2 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	教育委員会事務局 学校教育課 学務担当 電話番号 059-229-3245 E-mail 229-3245@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記の通り

事務局

皆様、こんばんは。本日はお忙しいなか、御参集いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度通学区域審議会を開催させていただきます。この通学区域審議会は、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、「公開」とし、一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては、発言者の氏名も含め、公開することになりますので、委員の皆様

さまには、どうぞ御了承ください。なお、ホームページに掲載する会議録作成の都合上、本会議の内容は記録させていただきますことを併せて御了承ください。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の事項書、津市通学区域審議会委員の名簿、座席表、協議資料「部活動を事由とした指定校変更について」、これにつきましては先に送付させていただきましたが、改めて差替の方をよろしく申し上げます。資料 1 津市通学区域審議会条例、資料 2 国の通学区域弾力的運用に関するこれまでの経緯、資料 3 部活動を事由とする指定校変更についての学校宛通知文書 津市立学校の指定の変更に関する取扱要綱 別表、資料 4 部活動を事由とした指定校変更に係る調査、資料 5 事案の詳細。参考として津市スポーツ奨励賞表彰選考基準 チームみえジュニア指定 指導者・保護者研修プログラム事業 実施方針、以上でございます。お手元でございますでしょうか。

では、これより、教育長 森昌彦から御挨拶させていただきます。

教育長

皆さん、こんばんは。年末の大変お忙しいなか、また、このような 19 時開始という、時間開始の中で御参集いただきありがとうございます。コロナもちよっと三重県も津市も落ち着いているようですが、オミクロン株という新たな株も出てまいりましたので、まだまだ油断できない、心配は尽きないところです。修学旅行が昨日実は小中すべての学校が帰ってまいりまして、滞りなく終わった、非常に喜ばしいことです。ただ、今後のこととして中学校は入試がありますので、特に中学校の校長先生は気が気でならないのではないかと思います。また、市の行事としては 1 月 9 日に成人式がございますので、そのあたり心配は尽きないところですが、前向きにやっていきたいなと思っております。さて、この通学区域審議会は、実は久しぶりの開催で、ここにみえる蓮尾先生はずっとお世話かけて、御理解いただきありがとうございます。続けて御参加の方はほんとに僅かだと思います。新しいメンバーになって、実は、平成 29 年に開かしていただいてそのあと、コロナもあり、本来ですと、毎年 1 回くらい、どういう状況なのかということ、御報告も含めて開かしていただくと思うのですが、特に特段ということがありましたので、このような形で今回 4 年ぶりの開催となったのかなと思います。今回そのような中で開かしていただいたのは、前回平成 29 年の時も、基本的に津市は指定校制度をとっており

ますので、基本的にここに住んでいる子はここの学校へ行くというように、決まっております。ただ、そのような中で、部活動を理由としてということが課題として出てまいりました。平成29年までは、部活動を理由に指定校変更をするということは認めていませんでした。ただ、各学校がいろいろ、児童生徒の数が減ってきて、部活の種類そのものが減ってきている状況の中で、入りたい部活があってもなかなか入れない。かといって入りたい部活がないから、隣の学校、好きなどころの学校へ入ってもいいよという風になってしまうと、それは学校の存続の問題があるということで、前回の29年度の時はそのあたりを考えていただいて、部活動でも特段、ある程度の制限を加えたうえで、その制限がある中で、部活動を理由に指定校変更をすることはありだろうとお認めをいただきました。今回はさらに新たな問題も生じてまいりまして、今日の議題の主なものは、部活動を理由とした新たな課題が出てまいりましたので、そのあたりの御説明をし、御意見をいただき、いただいた御意見をもとにいろいろな事象に対応していきたいと考えております。今日は忌憚のない御意見をいろいろな立場でいただきまして、今後の指定校、通学区域につきまして参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、委員の皆様には、初めてお目にかかる方もいらっしゃると思います。自己紹介をお願いしたいと存じます。委員様におきましては、お名前と簡単に役職を言っていただきたいと思えます。では、倉岡様よりお席の順に、よろしくお願いいたします。

倉岡委員

倉岡雅です。昨年より委員になっておるのですが、昨年は開催がなかったものですから、初めてになります。選出区分は学識経験者なのですが、高校で教員をやっていたからかと思えます。退職しまして、今は津市の自治会連合会の幹事ということで、美里支部の連合会の会長をしております。よろしくお願いいたします。

中山委員

失礼します。中山利世子と申します。元小学校に勤めておりました。しばらく経っていますので、少し緊張してこの場にはおりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

真川委員

失礼します。真川恭子と申します。区分は学識経験者のところに入れさせてもらっております。よろしくお願いいたします。

前田委員

前田敏夫といいます。元小学校長ということで、書いていただいておりますが、中学校の教員を長くやっております。また、教頭でも中学校へ勤務しておりました。そのような中で部活、今日のように

な問題も耳にしたことがあったので、非常に今日の会議は興味深く参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

下村委員 失礼します。下村純也です。元中学校長で、久居に住んでおります。よろしくお願いいたします。

中村委員 こんばんは、中村徹です。自治会連合会の幹事をしております。若いころは、14、5年スポーツ少年団の監督もしておりました。よろしくお願いいたします。

蓮尾委員 三重大学教育学部におりました。現在は他大学の非常勤講師をしております、蓮尾直美と申します。よろしくお願いいたします。

松村委員 こんばんは、松村正人です。津市PTA連合会で副会長をさせていただいております。芸濃町出身です。お願いします。

木原委員 失礼します、木原剛弘です。津市PTA連合会で今年度も会長をお預かりさせていただいております。一志東小学校のPTAから出向しております。どうぞよろしくお願いいたします。

田中委員 失礼します、田中有子です。久居東中学校で校長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

大屋委員 大屋ゆかりです。高茶屋小学校の校長です。よろしくお願いいたします。

長井委員 失礼します、みなさんこんばんは。長井清隆です。上野小学校の校長をしております。よろしくお願いいたします。

伊藤委員 失礼します。三教組津支部支部長をさせてもらっております、伊藤浩といいます。一身田小学校に勤務しております。よろしくお願いいたします。

松林委員 失礼します。松林華枝です。敬和幼稚園の園長です。よろしくお願いいたします。

事務局 本日御欠席の委員につきましては、事務局より紹介させていただきます。津市PTA連合会副会長 本橋良介様。皆さま、ありがとうございました。

引き続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。教育委員会事務局 学校教育・人権教育担当理事 片岡でございます。

学校教育・人権  
教育担当理事

片岡でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

教育委員会事務局 教育研究支援担当参事 兼 教育研究支援課長 伊藤でございます。

教育研究支援

伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

担当参事

事務局

教育委員会事務局 学校教育課長 臼井でございます。

学校教育課長

臼井と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

教育委員会事務局 学校教育課 学務担当 野口でございます。

学校教育課担当

野口と申します。よろしくお願ひします。

事務局

同じく、佐々木でございます。

学校教育課担当

佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

同じく、久保田でございます。

学校教育課担当

久保田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

そして、私は、学校教育課学務担当主幹の中条でございます。よろしくお願ひします。

それでは、会議の成立について確認させていただきます。本日、委員15名中14名の委員に御出席いただいております。条例第6条第2項の規定に基づき、委員の過半数が御出席いただいておりますので、審議会として成立しておりますことを報告いたします。それでは、事項に移りたいと思っておりますが、委員改選後、初めての審議会となりますので、会長が決まりますまで、私の方で議事を進めさせていただきたいと思っております。では、事項書3番の委員の互選に移りたいと思っております。資料1の当審議会条例を御覧下さい。第5条により「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」となっておりますが、会長及び副会長の選任について、いかが取り計らいましょうか。事務局としては、会長につきましては、前回に引き続きまして蓮尾直美様に、副会長は、久居東中学校校長の田中有子様をお願いしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

御異議がなければ、会長に蓮尾直美様、副会長に田中有子様決定したいと存じます。よろしくお願ひいたします。蓮尾委員、田中委員、席の移動をお願いします。

それでは、条例第6条第1項において、会長が議長となることとなっているため、これからは、議事進行を蓮尾会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

蓮尾会長

それでは、私、蓮尾が今日の会議を進めさせていただきます。皆さま、よろしくお願ひいたします。

まず、お手元の事項書を御覧下さい。最初に、協議事項でございます。「部活動を事由とした指定校変更」について、事務局の方が

ら説明をお願いいたします。

改めまして、こんばんは。委員の皆様におかれましては、本日、公私ご多忙のなか、お集まりいただきましてありがとうございます。先程、教育長からの話でありましたように、29年に開催して以来、皆さまには委員を引き受けていただいていたにも関わらず、開催できておりませんでした。特段の開催の事由がなかったことやコロナ禍ということもありましたが、積極的に通学等の状況や課題等を共有するべきであったなと反省しております。申し訳ございませんでした。

遅ればせながら、通学区域審議会とはどういうものか、確認も含めて協議事項を説明させていただきたいと思います。15分ほどお時間いただくとと思いますが、よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

お手元の資料のうち、資料1を御覧いただけますでしょうか。通学区域審議会条例というものでございます。この通学区域審議会は条例に基づいた通学区域の適正を期するために設置されております。第2条にありますように、通学区域の設定や改廃に関する事項を調査審議するものでございます。そして、第3条にありますように、審議会は教育に何らかの形で関わっていただいている方々で組織しておりまして、皆さまそれぞれの立場から様々な御意見を出していただきたいと思いますと思っております。ちなみに、過去に御協議いただいた内容としましては、指定校変更の基準でありますとか、隣接する通学区域の弾力化などがありまして、最終的な決定は教育委員会が行いますが、この審議会で多方面から御意見をいただくこととさせていただきます。

さて、本日の協議事項「部活動を事由とする指定校変更」について説明をさせていただきます。事前に資料を御覧いただいていると思ひますが、それに加え本日差替えの文章、内容は大きく変わっていないのですが、そちらも含めてお話しさせていただきます。

この件に関しましては、先程教育長からもありましたように26・27・29年度の複数回に渡って御協議いただいております。その点も含めて、資料2を見てください。

資料2は文部科学省における通学区域の弾力的運用の経緯の一部をまとめたもので、参考として付けさせていただきました。御覧いただきたいのは、この資料の平成18年度のところです。部活動等学校独自の活動等について、指定校の変更を認めてもよいと

という見解が示されています。こういったことを元に、本市ではということになりますと、資料3です。

資料3を御覧ください。津市では、「津市スポーツ奨励賞」を受けているもの、または三重県競技力向上基本方針で位置づけられている「チームみえジュニア」の指定を受けているものという一定の基準を設けて平成30年4月に中学校へ入学する生徒から指定校変更を認めるという形をとっております。

差替えさせていただいた協議資料を御覧いただき、1はこれまでの複数回の審議会での代表的な御意見を書かせていただきました。指定校変更が容易に行われると、学校の存続が危ぶまれることになるのではないかと。ある程度の基準がないと隣の学校に行ってしまう、学校の存続の危機となるのではないかとという心配の御意見。それから、基準といっても津市スポーツ奨励賞の受賞経験だけでは、ハードルが高いのではないかと。それから、競技力向上には専門の指導者が要るので学校を選択できるような指定校変更があった方がよいのではないかと。子どもの自主的・自発的な思いに応えるための指定校変更は認めたいという積極的な御意見。また、弾力的な運用を図るべきではないのではないかとという慎重な御意見など様々な意見が出たということです。まとめますと、子どもの自主的・主体的な思いには応えたいものの、指定校変更にはある程度の基準がないと学校の存続が危ぶまれるということです。そして、一方で基準というものがあまりにも高いと競技力の向上には繋がらないという意見になるかと思えます。

ちなみに、当時議論の中にあつた松阪市の例があります。松阪市の山間の学校で、ある小学校14人の卒業生が行くはずの中学校へ誰も行かなかった、その年の中学校の入学生が0人だったということが新聞にも取り上げられました。その14人は私学へ行く例、住所変更をした例もありますが、何名かは部活動の指定校変更によってというものでした。そういったこともふまえて、そういった状況を避けるということも考えて津市では一定の基準が必要であると判断して、津市スポーツ奨励賞・チームみえジュニアの基準を設定したという経緯がございます。

次に資料の2現行の基準というところですが、これが先程から申し上げておる部分でございます。この一定の基準を設けることによって、資料3津市立学校の指定の変更に関する取扱要綱ということで、指定校変更の許可基準があるのですが、これの12番に

あるその他特別な事由による指定校変更が必要であると教育委員会が認めるときに該当するという事でその基準を設けたというものであります。現行の基準の(1)スポーツ奨励賞というのですが、確認しますとこれはハードルの高い基準です。全国大会以上の大会で個人優勝、あるいは団体競技の場合は全国大会で3位以上ですから、これは相当高いハードルになります。(2)のチームみえジュニアの方は、県上位レベルで全国大会に行けるレベルの選手というものでございます。なので、この二つには相当差があるということです。ちなみに、令和2年度で申し上げますと、津市の小中学生の受賞人数でいうと、スポーツ奨励賞は2人、小中合わせて2人。チームみえジュニアの方は小中合わせて101名。小学生でいうと5・6年生で45名でございます。

続けて資料の3、本市の指定校変更の状況というところを御覧ください。過去の29年度からのことをまとめてあります。資料の見方としましては、29年度を例にとって説明しますと、スポーツ奨励賞受賞者は小学校6年生では1人だけでした。そしてチームみえジュニアは45名でした。合わせて46名の者が、基準を充たしている。その46人のうち指定校にその部活がある子は25人いました。つまり指定校変更は必要ありません。非競技種目とは何かというと、レスリングや水泳など市内に部活がそもそも無いというものです。これも指定校変更には該当しません。これが18名。すると43名は指定校変更の必要がないということになります。残りの3名が指定校に部活がない、しかし他の学校にはその部活がある該当者。そして、指定校変更を希望したのは1人ということです。ということは30年度の場合は、該当者が2人いて、1人はそれを選択し実際に変更した。令和元年度の該当者は6人いて3人変更、2年度は5人が該当者だったが、希望者はいなかったという形になっております。そして令和3年度、そういった流れになっております。実は基準を充たす者はたくさんいますが、指定校に該当の部活動が無くてもほとんどの生徒がそのままの指定校に行くケースが多い傾向にあるかなと思います。

さて、続けて資料の4になります。県内の部活動を事由とした指定校変更の基準。つまり、県内の他市町はどうなのかという話です。合わせて見ていただきたいのは資料4です。資料4に他市から聞き取った内容をまとめてあります。県下14市ありまして、結局部活動を事由とした指定校変更を認めているのは津市を含めて1

3市。認めていないのは伊勢市となります。そして認めている13市のうち、活動の成績を基準に設けているのは津市だけといえます。他市町の課題を調査しましたところ、別の理由で変わりたいということがあっても、それでは難しいので部活動を理由に変わるというようなことが起こってしまっているということ、また、小規模校にとってさらに生徒数が減ってしまうこと、それが実際に他市町で起こっていることが分かっています。それが4になります。

本年度の状況ですが、令和3年度はそもそもチームみえジュニアの指定がありませんでした。というのは、三重県の担当課に確認させてもらったのですが、チームみえジュニアというものは国体に向けてジュニア選手や少年選手の育成・強化が目的ですので、本年度は国体の開催年度で、指定自体が成立しないということになります。なので、指定自体がありませんでした。さらに言うと、今のところ県では来年度以降もそれに準ずるようなものというのは検討されていないという話でした。ということで、今年度、今の状況をふまえて、本日御協議いただきたいのは、チームみえジュニアの基準が無い場合における部活動を事由にした指定校変更を希望する児童への対応についてということになります。

そこで資料の5を御覧ください。事務局として一つの案を考えてみました。それを元に御検討いただければと思っております。現行では、津市スポーツ奨励賞のみが該当になってしまいます。となってくるとかなり厳しい条件で、ごく一部の児童しか指定校変更を認められなくなってしまいます。子どもの自主的・主体的な思いを考えると、チームみえジュニアと同等の力を有する者は指定校変更を認めていってもよいのではないかというものを原案とさせていただきます。ただ、この場合、明確な基準がありません。今まではチームみえジュニアに選ばれた、選ばれていないという明確な基準がありますが、それが無い訳ですから、それをどう測るのかということになります。例えばですが、判断基準としまして、直近の大会の成績。大会というのも、規模によって話が違ってきますので、ある程度の規模の大会であるとか、あるいは、チームの中でちゃんとレギュラーとして活躍していることが必要なのではないか。個人でも強化選手や優秀選手として選出されているということを加味してもよいのではないか。といった判断材料を例として挙げました。事務局の案としましては、県の大会で優勝もしくは準優勝するなどして、全国大会あるいは東海大会等の地方大会を含めて、

進出する成績を修めていることを基準にするのはどうかという一つの案です。団体競技の場合は、上記大会にレギュラー出場していること。また、本人が今後も当該競技を継続して取り組む意志があって、行った先の学校の部活に所属することは勿論条件です。こういったことで、本年度以降の基準として設けてはどうかという案でございます。

最後です。資料の6を御覧ください。これは実際に、現在教育委員会事務局に來ている相談事案を示させていただきました。具体的な事案に照らし合わせた方が、具体的な検討になるのではないかとということで、合わせて紹介させていただきます。まず、事案1というのは、現在芸濃小学校の6年生で、指定校は芸濃中学校になるわけですが、そこにはバレーボール部がない。そこで、隣接する東観中学校への指定校変更を希望しているというものになります。ちなみに、チームの成績としましては、昨年度は三重県大会で準優勝している。ただ、今年度は3位だった。総勢20名が所属するチームで、5年生からレギュラーとして活躍しております。これが資料5に詳細があります。ご覧ください。そして事案2。こちらは現在一身田小学校の6年生で、指定校である一身田中学校には柔道部が無い。隣接する朝陽中学校への入学を希望しているケースです。このケースは、昨年度、5年生の時にチームみえジュニアに指定されました。今年度は個人戦で三重大会優勝。団体戦では主将として出場しております、全国大会で3位になっているという成績です。こういった二つの事案が具体的には出ております。こういったことを参考にさせていただきながら、本日は御意見いただければと思います。以上で協議事項の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

蓮尾会長

ただ今、事務局からの説明をいただきました。今回初めて会議に参加された方も多いと思いますので、まずは御質問をいただきたいと思います。最終的には事務局の御提案についての検討・御意見をいただきたいと思いますので、その前に何でも構いませんので、皆さまからの御質問をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

松村委員  
蓮尾会長  
松村委員

はい。

はい、どうぞお願いします。

資料の3のところ、本市の指定校変更の状況というところがありまして、ここに平成29年度からの人数が書かれておるか

思うのですが、これの人数の取り方はどのようにして数を調べてもらったのでしょうか。

蓮尾会長

では、事務局のほうで、人数の取り方について説明をお願いします。

事務局

県の方から、チームみえジュニアの指定選手について通知が来ますので、その通知を元に津市内の児童の人数を取ります。以上です。

蓮尾会長

よろしいでしょうか。

松村委員

はい。

蓮尾会長

他に御質問等ございませんでしょうか。

前田委員

よろしいでしょうか。

蓮尾会長

はい、どうぞ。

前田委員

自己紹介でも言わせてもらったとおり、中学校で部活動をしておりましたので、非常に興味があるのですが、この指定校変更した人数ですが、これは表向きに、小学校の時に活躍して全国大会クラスに出場するであろうというような、教育委員会が把握されている数だと思うのですが、私が中学校に居た時は、こういう（賞の）指定はなかったので、住所変更を保護者の方がして、その学校へ入学、しかし実態は家から通っているというようなことがあったが、そこら辺のところについて、教育委員会は掴みにくいところだとは思いますが、そういった実態が現在もあるのかについて、把握されていれば教えていただきたいと思います。

蓮尾会長

そのような実態がありますかという御質問ですが、事務局では把握されていますか。

前田委員

なかなか把握しにくい部分だとは思いますが。

学校教育課長

なかなか把握しにくいというよりは、答えにくい部分なのですが、ここにあるのは、先程も申し上げたとおり、この基準を充たして指定校変更した例を挙げております。住所変更で移る場合はこれとは全く関係なくなってきます。住所変更で指定校を変わられる方はたくさんいらっしゃるのですが、考えたくはないですが、もしかしたら実はクラブが目的で住所を変更して（部活動を）やっている人がいるかもわかりませんが、その実態というのはさすがにわからないところがあります。むしろ、もしその実態があつて、生活の実態が移っていないということがあつたら、私どもは住所変更によって学校の変更を認めたことをストップしないといけないことになります。しかし、実際は実態を把握できていないかと思いま

蓮尾会長  
前田委員

す。  
という事務局からの答えということになります。  
かなりハードルが高いので、そういった実態があるのではないかと危惧します。ですからこの基準というものを今日、検討していくと思うのですが。そこらへんしっかり検討していかないといけないなと思っています。ありがとうございます。

蓮尾会長  
下村委員

どうぞ、下村委員お願いします。  
先程、資料の表にありましたように、津市スポーツ奨励賞とチームみえジュニアが選考の基準で、このような人数になったということでしたが、今回（基準を）変えるということは、チームみえジュニアが無くなったから今までの基準をかえなくてはならないというように考えたらいいか。

学校教育課長

はい、そうです。無くなったので、今の部分でいうと、津市スポーツ奨励賞のみが残ることになってしまうので、それだとあまりにもハードルが高すぎるので、もしチームみえジュニアがあったら選ばれていたかもしれない力がある子たちも指定校変更を認められなくなってしまうことになってしまいます。それだとあまりにもかわいそうではないかということで、基準を設けては、というのが事務局の原案です。

下村委員

では、現中学生、在校生の中に、基準が変わったら、私も指定校変更ができるのではないかという人が出てくる可能性もあるということですか。A中学校に柔道部がないが、私は東海大会に出ているし我慢して柔道部のない学校に行っている。基準が変わったら、私はぜひ柔道部のある学校へこの機会に変わりたいという子が出てきても変ではないのではないか。それも当然、認めていくというお考えか。

学校教育課長

事務局の考えとしては、対象にしているのが、今の小学校6年生が中学校へ入るときに指定校変更を認めるかということで一貫している。中学生の途中でということは認めていません。小学6年生が中学生になるその学年だけが該当ということで考えている。ですので、新ルールで周知するのであれば、該当者は小学校6年生だけだと示していくべきだと思っています。今の2年生や3年生は考えていません。

下村委員  
事務局

わかりました。  
すみません。補足ですが、現状を言いますと、資料4の津市のところに条件を書かせていただきました。④で学校への入学及び転

校時に限って認めるとしておりますので、在校生に関しては考えておりません。

蓮尾会長

転校時というのはどういうことでしょうか。

学校教育課長

転校時というのは、津市外から津市に入ってきた場合のことです。津市外からの転入ということです。

蓮尾会長

松村委員、どうぞ、お願いします。

松村委員

合わせて、その対象となるのは、申し出が出ている方の御子息だけになるのでしょうか。例えば芸濃の話があったが、実は私の息子と同じチームメイトなのです。そのチームメイトの一人の子が東観中学校に行きたいということで、私の息子もバレーボールをしていて、レギュラーで出ております。芸濃から出ている子は3人います。そのうち申し出をしているのが1人。申し出をしていないのが2人います。申し出をしていないと対象にならないのか、どうなのでしょう。聞きたいです。

学校教育課長

基本的には、申告制だと思っています。ご本人から申し出があったときに、審査をするという形になると考えています。

松村委員

そうしましたら、期限、いつまでに申し出をしないといけないなどはあるのでしょうか。

事務局

今までは申し出を受けた時点で入学までにとしております。

松村委員

はい。

蓮尾会長

資料4の他市の例ですが、尾鷲市の場合、申請期限は入学前年の10月末までととなっておりますが、津市の場合はまだそこまでは決めていないということでしょうか。

事務局

まだそこまでは。

松村委員

私の息子なのですが、息子の代以降ずっと芸濃町から大里のチームに数名所属しています。根本のところ、芸濃中学校にバレーボール部があれば、そちらに行きたいのですが。芸濃中学校にも、毎年これだけ入ってくるので、検討していただけないでしょうか。お願いはさせていただいているのですが、教員を増やすこともできないということもあって、お断りしますと言われました。根本の、クラブの数を見直してもらおうということも検討していただけないでしょうか。それと、私の息子は地元の中学校にはバレーボール部がないが、今回のように東観中学校へ行きたいとは言っておりませんので、どうしたらいいのかと悩んでおりますし、一つ上の兄もバレーボールをしていて成績は良かったのですがやはり地元の中学校にバレーボール部が無いということで兄の方は北勢にあ

ります私立の中学校へ行っております。弟の方も北勢にあります私立の中学校を1月に受験しようと思っておりますが、もし落ちてしまって10月までに申請できないということになりますと、地元の中学校へ行って別のクラブをしないといけないということになるのかなと思います。なので、選択肢の幅は少し広げていただけるとありがたいと思います。申し出されている保護者の方は氷山の一角、ごく一部の方で、こういった制度でどこに声を挙げたらいいのかわからない私のような保護者の方はたくさんいらっしゃると思いますので、よろしくお願いします。

蓮尾会長  
松村委員  
蓮尾会長

御意見ということですね。

意見です。

この通学区域審議会で受け取ることのできる御意見の性質は少し違うものと思われま。そこで、教育委員会としては受け止めていただいて、然るべき部署で検討いただくということをお願いできればと思います。

学校教育課長

よろしいでしょうか。回答ということではないのですが、期限については先程も申し上げた通り津市の場合は、かっちりと決めていないです。ただ、現実的には学校の入学説明会があるので、なるべく早い方がいいのだらうなと思います。その辺りは今後検討の余地があるなと聞かせていただいておりました。ただ、それがあまりに早すぎてもいけないだらうとも思いながら聞かせていただいておりました。各学校の部活動について、現状として知っておいていただきたいことを申し上げますと、生徒が沢山いた、教員も沢山いた時の部活数というものがある、そこから段々生徒が減ってきたけれども部活の数だけが残っているということが起こっています。どうなるかという、例えばソフトボール部だけでも部員が5人しかいないなど、まず選手がいないということが起こってきたり、教員も以前は複数体制で全てのクラブに教員がついていたのが1人で見ないといけない、掛け持ちで見ないといけないということが起こってきたりして、流れとしては各中学校の部活動を申し訳ないが減らしていかなければならないということが大きな課題となっています。本当なら、子どものことを考えると、どの学校にもたくさんのクラブがあって活動できるというのが理想だとは分かっているながらも、そうは出来ない実情があるという大きな流れ、悩みどころということを改めて御理解いただければと思います。回答ということでもだからどうというわけでもあり

ませんが、そういう状況がございます。

中村委員

意見ですが、(津市) 合併前にスポーツトレーナー、指導者をしておりました。芸濃です。その頃は町単位でしたので、教育委員会と指導者と学校が話し合う機会がとても多かったです。ですから、指導者がどういったことを考えてスポーツトレーナーをしているのかというのも先生に伝えられたが、今は小学校のスポーツ少年団と学校が離れているような状況ではないかなと思います。だから当然、教育委員会と指導者の繋がりもないのではないかなと思います。そこらへんをもっと密にしないといけないと思う。第一に子どももの大会での結果を考えないとならないが、普段その子がスポーツにどういった気持ちで真摯に向き合っているかということは指導者が一番分かっていると思いますので、その子が本当にそのスポーツで中学校・高校・大学、社会人になってもやっていきたいという意思があるのかということを経験者と教育委員会や学校が年に数回生徒について話し合いをする場を持たないと、その子がどう思っているのか、どれくらいの力があるのかということが分かりづらいと思います。市からの助成金というのはスポーツ少年団にいつていると思うので、スポーツ少年団も市からのそういった呼びかけがあれば協力しなければならないし、当然学校も忙しいとは思いますが担当を置くなりして、話が出来る状況を作る必要がある。10代の子がオリンピックでメダルを取るような、子どもはどこまで伸びるか分からないところがあります。私が指導者をしていたころ、スポーツ少年団はスポーツが好きになること、体を鍛えるということの基本としていて、中学校や高校に行ってもこのスポーツをしなさいという指導はしていませんでした。中学校に入ったらまた別の新しい競技を見つけていけばよいのであって、その辺の小学校での指導の在り方も指導者と教育委員会と学校がもっと話し合っていくべきではないかなという意見です。

蓮尾会長

ありがとうございます。事務局として、客観的にどのようにしてチームみえジュニア相当の力を判断するかという基準のところですよね。これは教育委員会が最終的に判断されて変更を認めるということになると思いますが、その時に指導者の意見を勘案するかということですね。

中村委員

なかなか難しいですね。指導者の力が強くなりすぎて学校が偏ってしまうのも良くないです。

蓮尾会長

そうですね。競技団体に確認されるときに、個別の事案がきたと

きの判断材料にされるというように受け止めてよろしいでしょうか。

学校教育課長

よろしいでしょうか。まず、最初に仰っていただいた部分で、自分ももちろんこういったことをしていたし、子どももスポ少でお世話になったという経緯がありますので、学校との一体感があつたなと思いながら聞かせていただきました。一方で、学校の働き方改革が課題で、中学校の先生の部活動の時間はどうするのかというも課題になっていて、ちょっと大きな話になるかもしれませんが、今までは中学校の先生が専門で部活動を指導するのが当たり前になっていたが、その限界がくるのではないかと仰っています。地域の方や専門性の高い方に入っていただいて、部活動を成立させていくという時代にかわっていくのではないかと現場では動いています。そういう意味では今までとは違った関わり方のスポ少であるとか、専門性の高い方との連携の仕方というのがこれからあるのではないかと思います。一方で競技団体の判断をどのように仰ぐのかですが、実は今回、案を考える中で、担当内で話をしました。例えば、バレーの協会に話を聞いてチームみえジュニア相当の力があるかを聞いたらどうかなどです。考えてはみましたが、結局種目毎に競技団体の性質が違うなどして差が出てしまい、それが公平かということそうは思えないというところがあり、競技団体でどれだけというのも違うのではないかとということになりました。競技団体に頼りたい、意見を仰ぎたいという反面、不公平感が出る可能性もあるなということも検討の中で出てきました。そういう状況です。

蓮尾会長

今の関連で御意見がありましたら、あるいは別の御意見でも構いませんが、どうでしょうか。

木原委員

いいですか。PTAなので、保護者としての意見をまず、子どもたちが一生懸命していたことが中学生になっても続けられる環境をなるべく続けてほしいというのが保護者としての切実な思いです。そうあるべきだと思いますが、今言われたように、中学校の部活の問題などが露呈してきていることも理解しているつもりです。示されている案が記録を残していないとなかなか線引きになっています。こういうのは線引きがないとということも十分、分かるのですがチームみえジュニアは確か、競技団体から相当の力が期待できるという、必ずしも全国に行っていることが条件ではなかったはずだと思います。厳密にそうされている競技団体もあつたかと

と思いますが、そうじゃない競技団体もあって、全国が狙える子というのもチームみえジュニアに指定していたように思います。その状況の中で、今回の案は結果を残していないと認められないという状況になりますので、小学生の児童は発育途中で、必ずしも体が出来上がっているわけでもないですし、今後中学校3年間続ける中で全国が狙えるというのも勘案できて、中学校の部活数が今後絞られていくということもふまえるのであれば、もう少し弾力的にその辺りの運用を見ていただけるとよいのではないかと思います。チームみえジュニアは競技団体が県に申請を出して、それを県が認めて指定するという形だったので、ここに認められていく子は県の競技団体に所属している子だと思います。同じように、例えば自分の息子が指定校を変えたいというときは、その所属している団体の推薦をもらってきて、それを一緒に提出して成績と推薦の内容を総合的に判断してもらえる。全国には行っていないけれど、競技団体から来年や再来年に全国に行ける見込みが強いという推薦をもらえたら検討の土台に上がれるような、それくらいの弾力性を認めていただければと思います。一生懸命やっていて、でも全国に行けなかったらもう部活を続けられないという状況は切ないと思います。保護者としての意見としては。

蓮尾会長

今の御意見でありましたチームみえジュニアの選出の実態については調べていただいていますか。

学校教育課長

よろしいでしょうか。資料の参考のところに、津市スポーツ奨励賞の選考基準とチームみえジュニアの指定、指導者・保護者研修プログラム事業実施方針というものがあります。このチームみえジュニアの対象のところにありますように、県内競技団体からの推薦を受け、全国大会等で活躍が期待できるジュニア選手とその指導者・保護者とするとあって、おそらく最終的には県の担当課が判断しているのですが、競技団体からの推薦があつてその推薦があつた人をそのまま指定しているのもあると思います。そういった意味では競技団体の思いがそのまま反映されやすいのだらうなというのがこのチームみえジュニアであります。ですので、先程の話でそれがなくなったときに我々の案としては、競技団体に、もしチームみえジュニアがあつたらこの子は選ばれていましたかというように聞くということも検討しました。言い方を変えると、資料の案の判断例のなかに直近の成績・大会の規模、チーム内での立場以外に例えば競技団体の考えのようなものを入れるかど

蓮尾会長

うかということになるかもしれません。そのあたりは事務局の中でも悩んでいるところであり、御意見をいただければと思います。

先程の御意見では、必ずしも全国大会に出るとはつきり決まっていなくても、期待ができるというレベルでも、推薦があればチームみえジュニアに指定されている事例があったとのことでした。今後そういう相談ないし変更希望がもしあれば、基準に当てはめて公平に妥当な基準で判断されないといけません。事務局には判断される責任がありますので、皆様には追加・関連の御意見を多角的に出していただきたいと思っております。事務局による御提案の中に、こういった問題が考えられるというところを、皆様から忌憚なく御意見をいただければありがたいと思っております。

下村委員

特殊な例かもしれないが、コロナ禍でそういった大会が開かれないというケースがここ1、2年の中であったのかどうか。その基準となる県大会でさえも開かれないということになったときに、全国大会のみになった場合どうするのかということも考えておかなければならないのではないかな。

蓮尾会長

という御意見でございますが。

学校教育課長

実際にそういったことが起こっていると思います。コロナ禍で、大会がどのスポーツもできなかった時期がありますので、おそらく例年通りできていないこともあるだろうなど。ですから、測れないときにどうするかということです。実は今回、それを心配していたのですが、たまたまこの事例の場合はある程度の規模の大会があったので、判断材料にはなるかなと思います。もし7・8月のような状況がずっと続いていけば、大会も実現していなかったと思えますが。とても難しいです。もしその状況であれば競技団体にその子に力があるかどうか聞くということも、もっと強く思っていたかもしれません。判断のしようがないわけですから。検討課題にさせていただければと思います。あと、自分たちとしてもやる気のある子どもであるとか、応援する意思のある保護者の気持ちができるだけ尊重して柔軟に、という気持ちがある反面、心配なのは以前から検討されているそれがあまりにも沢山の子が指定校変更になってきて、規模によっては学校の存続や体制を揺るがす数になってきたらということです。範囲を広げたいという思いと、広げすぎるわけにもいかないという思いがせめぎ合っているという状態です。

前田委員

よろしいですか。度々すみません。今言われた通りだと思います。

この現行の基準では、子どもが今まで一生懸命していたことを続けたいがために、私立の学校へ行かなくてはいけない、また、私が最初に言ったように、住所変更をして学校を変わらなければいけないというのは厳しすぎるかなと思います。ですので、事務局案も作っていただいていると思うのですが、他所の地域のことを見て、四日市が目にとまったのですが、中学校の入学時に認めるものであり、部活動の成績は判断基準にしないとあります。とても甘い基準だなと思いました。課題等の方で、小規模学校から大規模学校へ流れやすいが、今のところ問題はないとあります。30名という人数が四日市の中で多いのか少ないのかはわかりませんが、四日市の場合は判断基準にしないとということを謳って、この人数なので、先程臼井先生が言われたようにあまりにも基準無しで、というのも問題があると思いますが、私個人としては隣接した校区であれば認めてもいいのではないかと考えております。事務局案の一番上の「優勝もしくは準優勝するなどして」というのも、非常にアバウトかなという気がします。結局どの大会でどのような成績を取ればいいのかが見えにくいと思います。以上です。

蓮尾会長

ありがとうございます。今の御意見は、「優勝もしくは準優勝するなどして」というところがアバウトだというものでした。ただ、ウエイトは後ろの方だとは思いますが。現行基準と比べると、「東海大会等の地方大会に選出する成績」というところが今回の、新しい全国大会レベルよりも少し緩めているという事務局案なのでしょう。

学校教育課長

はい、実はその通りです。優勝もしくは準優勝するなどというのは、要は全国大会に出場するような成績を収めるという風にするか、ちょっとハードルを下げて、地方大会に出場するかという、そこでずいぶん基準の数が変わってくると思います。全国大会だけにすると、かなり厳しいなと思います。イメージとしてスポーツにもよりますが、全国大会というと優勝、準優勝。東海大会だと3位でも東海大会という感じがしますので、そこまで広げるのかということも担当内で話をする中で、案としては広げた方になります。イメージとしては「など」ということは、3位・4位であっても、結局全国大会や東海大会に行けているのであれば、認めてもいいのではないかと、広げた案です。そういう意図がある文章です。大きな市という意味では私たちはよく四日市を参考にするのですが、自分のなかで違うところとして、四日市の方が児童

数は多いが小学校の数でいうと津市の方が多いです。つまり、小規模校が津市の方が多い傾向があって、そういう意味では四日市の方が小規模校の心配をする必要が少ない。津市の方が高いということになり、すぐに四日市のようなルールを当てはめて問題ないと津市がいえるかということそうではないということになるかと思えます。

伊藤委員

色々、工夫をしながら、大会での記録等についても幅を持たせても当該競技を継続して取り組む意志があり、強く部活動への参加を希望している」という、本人や保護者の聞き取りをしていただいて判断をしていただくのだろうなと思うのですが、去年・今年とこのコロナ禍の中で、子どもたちが競技に向かううえで、どのように練習していたか問うと、公園で集まり少年団の何人かと練習していたと答えたり、少ない大会で成績を収めて「よかったね」というと非常に良い表情で子どもが話してくれたりして、競技に取り組んでいると思うので、本人や保護者としっかり話をして、聞き取っていただいて判断していただきたいと思えます。

蓮尾会長

本人並びに保護者の意思・意向を尊重してほしいという御意見でした。

学校教育課長

確認ですけれども、基準のうちどれかを満たしていればよいということではなく、これら全てを満たしているということとして書かせていただいたものになります。

蓮尾会長

これをどのように客観的に担保するかということですが、今の子どもたちの様子をよくご存じの指導者や学校の先生・校長先生などには意見書の提出などを事務局の方は考えておられるのですか。本人はもちろん意思は強いと思うのですが。その辺はどのように確認されるのでしょうか。

学校教育課長

他市町をみると、条件として本人の意思と学校の意見書の提出を求めているケースがありますが、それは逆にいうと成績の基準が無いのでそこが根拠になるのだろうなと思えます。津市の場合は成績という明確な基準があったので、学校の意見を取る必要がなくて、二つの賞に該当するかどうかのみにしています。そこは検討の余地があり、即答できませんが、基本的にみなさん強い意志を持っている。確認して意思がなかったというケースは考えにくいです。ただ、この基準がないのは困るので、基準として設けますが、ここは当然あるものとして思っています。ただ、仰っていただいた、

大会が行えない場合は数少ない大会や過去の成績だけでは足りないということであれば、学校や競技団体に意見を聞くということも必要になってくるかもしれません。検討課題とします。

蓮尾会長

いろいろなことが考えられると思いますので、皆さまの御経験のなかでこういう問題点があるということ、是非出していただきたいと思います。

田中委員

よろしいですか。中学校の部活動の在り方が過渡期に来ている状態にあって、本校もここからじわじわと生徒数が減少していきます。ずっと同じレベルで保っていたが、これからじわじわと減っていきます。本校は割と規模の大きな学校ですが、生徒数が減っていくと基本の教員数が減ってくる。数少ない男子バレーボール部が本校にはあるが、生徒数と教員数が減ると、継続的に部員が入らないことが見込まれる部については減らしていかざるを得なくなるということが本校のような学校でも起こってくる。小規模な学校については、早くからそれが出ているということで、中学校で小学校からやってきたスポーツ活動を継続的にしたい、それをする場所が中学校でしている部活動でしかないということが今後存続していくことが難しい。それは社会体育も含めて色々な形を模索しているというのがこれからはしばらく続くと思うが、松阪市の課題を見ますと、津市が今、一定の条件を設けているからこのような課題は発生しないと思うが、条件を撤廃して意志が強ければ隣接する中学校に変われるというようにすると、おそらく津市も同じ課題が出てくるように思う。前田先生が仰っていた、ずっと競技を続けているが基準を充たさない子の保護者が住所変更をして隣接する中学校の部活動に入れるために手を尽くしているという実態も確かに年々増えているような気がします。それはなぜかということ、中学校の部活動が減りつつあり、そうせざるを得ないということで部活が無いが地元の中学校に仕方がないから行こうという方がいたり、部活動が無いなら引越しをしようと考えられる親御さんもいたり色々あるからだと思います。一律に指定校変更をする基準を、変更したい子がみんな変更できるようにするのであれば、ハードルをもっと下げればいいというのでは、現場としては混乱を招く要因になるのではないかと思います。隣接しているとはいえ、他の学校区からたくさん子どもたちが来る学校にとっては、厳しい面が色々あるのではないかと思いますし、そういったことが起こると予想されるのは現場としては

考えなければならないが増えるので、唸ることの方が多いです。

蓮尾会長 基準をあまり下げたほしくないという現場のお立場からの意見ですね。

田中委員 そうですね。これを理由で指定校変更というのは市としては今まで通り、一定の基準があったほうがいいのかと思います。そもそも、それが始まってからまだ歴史が浅いというか、その前に遡ってみると、この事由での指定校変更は認めてなかったわけですから、三重国体を見据えてということでジュニアの強化というのが出てきたところから始まった話ですので。

蓮尾会長 ということで、事務局としては両方を見ながら考えていただければと思います。

前田委員 よろしいですか。どのように決められるかは別として、周知といいますか、申し出のあった人に対して案内していくのか、こういう制度がありますと今の6年生にある程度周知させていくのか。二つの事案を検討ということですが、申し出があった方だけを検討していくのか。システムを作るのであれば、より広く周知させていくのが公平だと思うが、その辺りはどう考えていますか。

蓮尾会長 今後の見通しということですね、いかがでしょうか。

教育長 色々な御意見、ありがとうございました。基本的な考えとしては、津市立の指定校変更に関する取扱要綱別表の中に、あくまでも今回の指定校変更はその他の事由に入れていきます。積極的に津市は今回このように決めたので、どうぞ皆さん（指定校変更を）してくださいということは考えていません。部活動のことだけではなく、色々な指定校変更の申し出はありますので、その都度対応していくときに、きっちりとした根拠が要りますし、審議会の中でしっかりと議論していただくことが勿論必要だと思いますので、そういった説明責任もありますので、そういった意味も含めてです。根本には子どもたちがみんな好きなことをさせてあげたいという気持ちがあります。ただ、本心を言うと、先程田中委員が言っていたように、学校の存続という根柢の物が崩れてしまうということになりますので、慎重にいきななと思います。それから、先程中村委員が言っていただきましたが、もっとスポ少との話をしていくべきだという話ですが、実態として昔は教育委員会としっかり話をされていた部分があったと思いますが、今はスポーツ文化振興の方へその辺りが移ってしまっていて、そこを教育委員会がしつ

かりと連携をとっていかなければならないということも出てきているので、その必要性があるのかなと思うのと、色々な考えの方がいますので、声の大きい人・強引な人の意見が通っていくというようでは、冷静さに欠けると思いますので、各スポ少の人の意見を最優先ということについては難しい面があるのかなと思います。皆さんがしっかり共通理解を持って、考えを元に行っているわけではないので、押しの強い人の意見を受け入れてしまうのは、ということもあります。大原則として、今のような案を出させていただいて、これを元には思っていますが、広く、「優勝・準優勝など」というのは、一回戦負けでも「など」ですので、じっくり話をする中で、そういったスポ少の方と話をする機会があつて、この子はというのがあればこちらも考慮して認めさせていただくことがあつてもいいのかなと思います。原則としてはある程度の枠は作っておかないと、ということで、申し出があつたらそれに基づいて判断をさせていただきたいというのが考えでございます。その辺りのご理解をいただけますとありがたいなと思います。

蓮尾会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。最終的には教育委員会で判断いただくのですが、この際、貴重な御意見を多くいただきたく存じます。

学校教育課長

よろしいですか。今日は本当に色々な御意見をいただきありがとうございました。自分たちだけでは気が付いていなかった部分も意見をいただいたので、いくつか検討課題をいただいたなと思っています。正直、自分の気持ちとしては、1件1件悩みますので、相談があるごとにこの会を開いて審議していただきたいというのが本心ではございます。しかし、現実的にはそうはいかないので、今日いただいた御意見を元に我々の方で一定の基準を設けるという方向で、ルールを運用していくということで進めていくことになるかと思っております。みんなに納得していただくようには決まらないので、いただいた宿題を含めて、たくさんの方の意見を踏まえたものにしていこうと思っております。ありがとうございました。

蓮尾会長

それでは、ほぼ出尽くしたということでよろしいでしょうか。皆様には、たくさんの方の御意見、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。これで令和3年度の通学区域審議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局

蓮尾会長、田中副会長、ありがとうございました。皆様、長時間

にわたりまして、忌憚のない御意見をいただきありがとうございました。これをもちまして令和3年度津市通学区域審議会を終了します。次年度の開催につきましては、また御連絡をいたしますのでよろしく願いいたします。皆様お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。